

## 「お金持ちになれる財布」のチラシ広告に関する申入れ事案

インターナショナル・コーポレーションが販売する「お金持ちになれる財布」なる商品に関するチラシ広告について、「お金持ちになれる」旨の効果を謳った広告を行わないようを求めた事案

### 1 事案（情報提供）の概要

新聞に折り込まれていた「お金持ちになれる財布」のチラシ広告を見た消費者から、「お金持ちになれる」旨の効果があるとして、複数名の体験談の掲載されたインターナショナル・コーポレーションの広告には問題があるのではないかとの情報提供があった。

### 2 結論（終了日、法令上の根拠、主な改善点等）

#### （1） 終結までの経緯

同社のチラシ広告を検討したところ、購入者を名乗る人物らが多額の収入を得た旨のインタビューが掲載されている一方、①お金が貯まる科学的根拠を財布に1万円の原料を使用していることによるものとしている、②「お金持ちになれる財布」の「お金が集まる仕組み」については「経済学」としている等であり、「お金持ちになれる財布」が有するとされる効果の根拠が示されていない。

このようなチラシ広告については、景品表示法第5条2号の有利誤認表示及び特定商取引法12条の誇大広告に該当するおそれがあるものと考えられた。

そこで、2016年1月15日、インターナショナル・コーポレーションに対して「お金持ちになれる財布」の謳っている科学的根拠を尋ねる照

会を行ったが、相手方から回答がなかった。その後2016年10月12日、再度照会書を郵送したが、相手方が受領しなかった（書留郵便保管期間満了で不送達）ため、インターナショナル・コーポレーションに対し、チラシ広告において科学的根拠を明らかにするか、「お金持ちになれる」という効果を謳った広告をしないよう2016年12月15日、申し入れを行った。しかし、同申入書についても相手方が受領しなかった（保管期間満了で不送達）。

今後も書面の受領・回答をしないと予想されること、現時点では新たな広告等は確認できないことから、申入手続は一旦終了し、事実経過を公表することとした。

## （2）今後の対応

新たに同社による広告がなされた場合には再度申し入れを検討する。

また、このたびの事案のように、十分な根拠を示さないまま、科学的には到底信じがたい効果を謳った開運商品の広告がされている現状がある。

今後も、同種の広告について、科学的根拠を明らかにするよう求めるなどする必要がある。